

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見

2006年12月8日

日本弁護士連合会

I 保護命令関係

1 保護命令の対象となる『暴力』について

【意見】

生命、身体、自由、名誉を侵害し、又は刑法上の暴行、傷害、強姦、強制わいせつ、脅迫、強要、逮捕監禁、名誉毀損、侮辱に該当する行為を『暴力』と定義し、保護命令の対象とすべきである。

【理由】

DVにおける暴力の問題は、身体的な暴力だけでなく、暴言・罵詈雑言等の精神的な暴力や性行為の強要等による性的暴力も存在し、被害者の心身に重大な影響を引き起こすことから暴力の内容は広く捉えるべきであるが、一方で、保護命令には刑事罰が科される可能性があることも考慮し、上記のとおりとすべきである。

2 接近禁止命令により禁止される行為について

【意見】

架電、ファックス、電子メール、手紙の送付等による接触についても接近禁止命令の内容に加えるべきである。

【理由】

保護命令制度の目的について「被害者の安全で平穏な生活を確保すること」と考えるべきところ、加害者からの電話やファックス、電子メール等は、加害者の暴力にさらされてきた被害者にとって、強い心理的な圧迫となるとともに、被害者に非常に強い不安感を抱かせ、恐怖に陥れる行為であって、被害者の安全で平穏な生活を強く害する行為である。

従って、これらの行為についても、接近禁止命令の内容に加え、禁止することができるようにすべきである。

3 保護命令の対象について

【意見】

保護命令によって保護される対象について、親族、友人、支援者等、被害者が指定する者も含めるべきである（但し、申立権者は被害者に限る。）。

【理由】

前記のとおり、保護命令制度の目的は「被害者の安全で平穏な生活を確保すること」にあるところ、加害者が親族へ接近することにより、「被害者の安全で平穏な生活」が害されることは明らかである。

また、2003年7月1日には東京で接近禁止命令を出されていた加害者が妻の友人を刺殺する事件が起こっており、遡って同年4月7日には新潟で加害者が被害者である妻の代理人弁護士の事務所へ侵入し、灯油をまいた上で職員1人を監禁し、籠城する事件も起きている。さらに、千葉では、加害者が被害者である妻の代理人弁護士を事務所外で待ち伏せ、刃物で斬りつける事件さえも起きている。

このような事情に鑑みれば、親族のみならず、被害者が指定する友人・知人や支援者、弁護士等についても、保護命令によって保護される対象に含めるべきである。

II 被害者の保護・自立支援

【意見】

自立支援の充実のため、以下の条文の新設をすべきである。

①内閣府に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）実施を任務とする組織を設置し、DV問題対応の施策の中心的役割を担うことを、DV防止法に明文で規定する。これは、2003年6月13日付の「全国婦人相談員連絡協議会」の「被害者支援体制の確立のために」と題する意見書が提案する「DV防止委員会」

に相当するものである。

- ② 国及び地方公共団体が、DV被害者救済関連の職務関係者に対する研修実施の義務にとどまらず、被害者の自立支援提供までを行う責務があることを明文化する。
- ③ 国及び地方公共団体が、支援センターの地域的偏在を考慮した増設、必要な財政的援助及びその機能の充実を図る責務があることを明文化する。
例えば、法第26条の民間団体に対する援助の規定を、現行の「行うよう努めるものとする」から「行わなければならない」と改めることを含む。

【理由】

DV防止法は、現在被害者の保護についてはほんの一時的な緊急保護しか想定していない。しかし、「シェルターに逃げて、保護命令ももらった」からといって何も解決しないのであり、その後の生活のあり方について全く具体的なイメージが浮かばないままでは、暴力に苦しんでいる被害者らが、勇気を持ってその環境から逃げ出す動機付けになりにくい。また、どうすれば自立への道が開けるのか、その点について何も規定されていなければ、被害者への有効な支援はできないし、被害者をサポートする現場の実状にもそぐわない。

現実にも、DV防止法に書いてあること「しか」やらない、それをやれば十分、という相談窓口が多いということは指摘されており、「避難して緊急保護してもらえると保護命令を申立てることができるという情報提供をされただけだった」「相談に行ったら保護命令の申立てをすすめられたが、行く当てもないので危険を承知で実家に行って、夫に見つかった」、「緊急保護ばかりをいわれたが、その後どうなるのか説明もなく、あとはホームレスになるしかないのかと不安になった」等の声が挙がっている。

よって、一時的な緊急保護にとどまらない自立支援を実施するため、DV防止法に上記①ないし③を明文で規定すべきである。

なお、女性差別撤廃委員会も、2003年7月8日の第4、5回日本政府報告書の審議を経て提出した最終コメント（以下「最終コメント」という。）の第26項において、「ドメスティック・バイオレンスを含めた女性に対す

る暴力の問題を女性への人権侵害と捉えて対処する努力を強めるよう求める。」とし、「暴力を防止し、被害者への保護・支援その他のサービスを提供し、加害者を処罰するために」、DV防止法の改正および「委員会の一般的勧告19に沿った政策を実施することを強く促す。」としている。

III 関連法規の見直し

1. 民法

配偶者からの暴力がある場合を、離婚原因として明記する。

同様に、DV被害者の連れ子と加害者の養子縁組を、離縁しやすくするために、養親（実親の配偶者）から養子の実親に対し暴力がある場合を、離縁の原因として明記する。

また、事情によってはDV加害者の共同親権を、制限することができるようにする。

2. 母体保護法

夫から暴力をうけて離婚の決意をし夫から逃れた場合など、一定の場合には、配偶者の同意がなくても人工妊娠中絶ができるように、第14条第1項第2号及び第2項の範囲を広げる。

3. 人事訴訟法

離婚訴訟、損害賠償請求訴訟等、DV被害者と加害者間の民事訴訟においては、一定の場合には、付添人や遮蔽措置、ビデオリンク方式による当事者本人尋問及び証人尋問制度を取り入れる。

4. 家事審判法及び同規則

DVの離婚事件については、家事審判法第18条（調停前置主義）第2項を弾力的に運用することとし、裁判所は、DV被害者から調停を経ないで離婚訴訟が提起された場合には、これを同項の「調停に付することを適当でないと認める」事件として扱う運用を原則とする。

また、調停について、管轄の問題があるため、DV被害者が避難先でも調停を起こせるように、離婚調停の管轄に、「申立人の住所地」を加える。

5. 外国人被害者の保護に関する改正及び運用の改善

- (1) 女性差別撤廃委員会は最終コメント第25項において「ドメスティック・バイオレンスを経験しながらも、その入国・在留に関する法的地位が配偶者との同居の有無に依存しがちな外国人女性に特有の状況について懸念している。委員会は、そのような女性たちが、強制送還されることへの恐怖から、助けを求めたり別居や離婚へ向けて行動をおこしたりするのを思い止まる可能性があることを懸念する。」とし、同第26項で「委員会はドメスティック・バイオレンスを受けて離婚した外国人女性に対する在留許可の取消は、かかる措置がそのような女性たちに与える影響を十分に考慮した上でのみ行うよう勧告する。」としている。
- (2) ところが、法務省入国管理局は外国人に対して入管法上付与される配偶者としての在留資格について、日本人の配偶者と同居して互いに協力・扶助することが「日本人の配偶者としての活動」であるとしており、「同居」がその中核である。このため、外国人女性がDV被害にあっても、日本人の配偶者としての在留資格を更新するためには暴力に耐えて同居せざるをえない状況にある。日本人加害者は、被害者のこの逃げられない状況を知って、さらなる暴力を加えるのであり、このことは外国人被害者に対するDVを潜在化させるとともに継続させる主要な原因の一つである。従って、DV事案においては被害者である外国人配偶者に対して同居して配偶者として活動することを求めるべきではない。DV被害者が在留資格の更新をする場合には、加害者たる日本人（又は永住者）の協力が得られないことの疎明がなされることを条件として、被害者のみの申請によって認めるべきであり、日本人（又は永住者）が身元保証人となることや年収証明を不要とするなどの入管法上の運用の改善をすべきである。
- (3) また、離婚後「定住者」への資格変更を申請する場合、日本人の子の親権者となり現実に監護している場合は原則として資格変更が許可される扱いと

なっている。しかし、被害者が婚姻住居を暴力で追い出される等した結果、加害者が親権者と指定される例が少なからずある。その様な場合であっても、被害者と子との面接交渉権を実質的に確保するため、「定住者」への資格変更を認めるべきである。

さらに、日本人の子がいない場合であっても、離婚後の被害者から「定住者」等への資格変更の申請があったときは、加害者のDVのために婚姻関係が破壊されたこと、被害者（申請者）には有責事由がないことが疎明されたときは、本来、日本で安定した生活を送ることができた筈であるとの事情を被害者（申請者）に有利に斟酌すべきである。

(4) さらに、DV防止法においては、日本国籍若しくは適法な在留資格があることは保護されるべき「被害者」の要件とされていない。したがって形式的には、適法な在留資格のない外国人被害者もDV防止法による保護の対象である。

しかし、適法な在留資格のない外国人被害者がDV防止法による保護救済を受けることは、事実上困難なのが現状である。特に、正しい情報提供先へのアクセスの困難さ、通訳翻訳体制の不備、自立就労に必要な日本語能力獲得の方策の不備等が大きな障害となっている。在留資格の有無や内容を問わず、すなわち「短期滞在」やオーバーステイの場合も含め、被害者の保護・救済は、国及び地方公共団体の責任であることを明確化し、条文上も明記するとともに（最終コメント第25項及び第26項も、同旨の勧告を行っている）、これらの整備を速やかに行うべきである。

6. 刑法（近親姦の処罰）

現行刑法には近親姦の処罰規定はない。近親姦は支配の構造の中で生じる性暴力であり実父による性的虐待によってトラウマを抱える事例が多く、知的障害のある女性が実父からの性行為によって度々妊娠させられるケースもある。

よって、近親姦の処罰規定を新設すべきである（最終コメント第25項及び第26項も同旨）。

以上